建　政　－　１２５１

令和４年１０月１７日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長　様

秋田県建設部長

（公印省略）

工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正について（通知）

公共工事標準請負契約約款（昭和２５年２月２１日中央建設業審議会決定）の一部改正に伴い、工事請負契約書に添付する契約事項を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いします。

担当：建設政策課

建設業班

TEL. 018-860-2425

工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正
工事請負契約書に添付する契約事項（通常の契約）　新旧対照表

新	旧
（契約の保証） 第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 一～五　略 ２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 ３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の１以上としなければならない。 ４～６　略	（契約の保証） 第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 一～五　略 ２　前項　の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の１以上としなければならない。 ３～５　略
（前払金） 第35条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払法第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条に規定する経費（以下「前払金対象経費」という。）について、請負代金額に10分の４を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として発注者に請求することができる。ただし、本項の前払金を請求できるのは請負代金額が100万円以上の工事に限るものとする。 ２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 ３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。 ４・５　略 ６　部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。	（前払金） 第35条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払法第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条に規定する経費（以下「前払金対象経費」という。）について、請負代金額に10分の４を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として発注者に請求することができる。ただし、本項の前払金を請求できるのは請負代金額が100万円以上の工事に限るものとする。 ２　発注者は、前項　の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。 ３・４　略 ５　部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。

）を請求する工事については、第４項の前払金の請求をすることができない。 ７　受注者は、第４項の規定により前払金を請求しようとするときは、あらかじめ発注者の当該前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から当該認定の請求を受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を原則として７日以内に受注者に通知しなければならない。 ８　受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、第４項の規定による前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項及び第３項の規定を準用する。 ９～12　略 （部分払） 第37条　受注者は、工事の既済部分が、次の各号に掲げる割合となったときは、その既済部分の請負代金相当額の10分の９を限度として部分払の請求をすることができる。ただし、第35条第４項の前払金を請求する工事については、部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）の請求をすることができない。 一・二　略 ２～６　略 （情報通信の技術を利用する方法） 第59条　この契約事項において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	）を請求する工事については、第３項の前払金の請求をすることができない。 ６　受注者は、第３項の規定により前払金を請求しようとするときは、あらかじめ発注者の当該前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から当該認定の請求を受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を原則として７日以内に受注者に通知しなければならない。 ７　受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、第３項の規定による前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。 ８～11　略 （部分払） 第37条　受注者は、工事の既済部分が、次の各号に掲げる割合となったときは、その既済部分の請負代金相当額の10分の９を限度として部分払の請求をすることができる。ただし、第35条第３項の前払金を請求する工事については、部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）の請求をすることができない。 一・二　略 ２～６　略 （情報通信の技術を利用する方法） 第59条　この契約事項において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

改正後の規定は、令和４年１１月１日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。